

質問書に対する回答  
首都圏中央連絡自動車道 松尾工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告(説明書) 4-2.技術提案の評価項目等	評価項目に、「盛土施工時における盛土のり面部の……」と記載されていますが、切土のり面部については評価項目に含まれないと考えてよろしいか、御教示ください。	そのとおりお考えください。
2	入札公告(説明書) 4-2.技術提案の評価項目等	評価項目となる「盛土施工時における盛土のり面部」の範囲について、仕上りのり面勾配が概ね1:1.8のり面を対象とするものとし、緩勾配(5%程度)のレベルバンク部は評価項目に含まれないと考えてよろしいか、御教示ください。	入札公告(説明書)4-2に示すとおりです。
3	入札公告(説明書) 6-12.設計業務成果品等の貸与	貸与いただける情報として、「首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝インター チェンジ 数量計算書」と記載されています。貸与いただいた情報の中に、土工・のり面工・用排水工・附帯工等の数量計算書が含まれていません。今後、追加貸与いただけるか、御教示ください。	土工・のり面工・用排水工・附帯工等に関係する追加資料の貸与は行いませんので、設計図書に基づきお考えください。
4	特記仕様書 5-1 特別に定める日	STA.182+25付近(No.182+25.00跨道橋A1付近)は令和5年9月まで工事着手してはならない旨、記載されております。一方、工事工程表(概略工程表)では令和5年2月に基礎杭施工が記載されています。基礎杭は工事着手制限範囲と関係なく施工可能か、工事制限範囲位置図と合わせて御教示ください。	工事着手制限範囲については、設計図 参考図 10/38に示す借地予定面積の範囲となるため、基礎杭は工事着手制限範囲と関係なく施工可能です。
5	金抜設計書 単価表 番号3 客土掘削 土砂A 番号4 客土掘削 土砂B	設計数量の5,890m <sup>3</sup> 及び566m <sup>3</sup> は、貸与いただいた資料の土配集計表から「ほぐし土量」であるものと判読できます。共通仕様書では客土掘削の数量検測は地山の設計数量(m <sup>3</sup> )で行うものと規定されています。特記仕様書に検測数量の記載がありません。数量の検測方法(地山土量、盛土土量、ほぐし土量)について御教示ください。	検測数量については、共通仕様書2-6-6に示すとおり、地山の設計数量です。 なお、客土掘削 土砂A、客土掘削 土砂Bについては、ほぐし土量=地山土量とお考えください。